

良質な睡眠は”規則正しい生活”から

健康な日常生活を過ごすためには「規則正しい生活」が基礎になると思っています。

規則正しい生活は、活動と休息のバランスの上に成り立ちます。

そして休息の中でも睡眠はその代表的なものです。仕事や活動をするうえでも欠かせない睡眠を良質なものにすることは、社会人としても大事なテーマです。

睡眠の質を上げるための10か条です。これ以外にも、①自分自身の

適切な睡眠時間を知る、②「寝る時間」より「起きる時間」を一定にする、③枕など寝具の工夫、④日中に積極的に活動する、⑤睡眠時の無呼吸症候群にも気をつけましょう。

◆すみやかに寝るための10か条

- 一、午前中に日の光を浴びよ
- 二、食事の時間は一定にせよ
- 三、運動は夕方に。散歩もよし
- 四、カフェインは寝る3時間前まで
- 五、酒は寝る3時間前まで
- 六、寝る2時間前より強い光を避けよ
- 七、風呂は寝る30分前に
- 八、寝室は18度～28度に保つべし
- 九、布団でのスマホ・ゲームはご法度
- 十、寝なきゃとあせるべからず



監修: 白川修一郎さん(睡眠評価研究機構代表)

組合施設「一部解体撤去工事」完了

1. 西部事業所跡地(解体後)



西部事業所及び高宮ミルクボーイの施設一部解体撤去工事が平成30年3月23日に完了しました。

久井倉庫は、地主との協議の結果、土地賃貸借契約に定める土地に設置する組合施設の解体撤去および土地の水田復帰の免除に応諾頂き、その倉庫等は解体せず、一部修繕のもと無償にてお引き受け頂き、平成30年3月24日付けで土地賃貸借契約の解除と共に土地返還を終えました。

2. 高宮ミルクボーイ(解体後)



3. 久井倉庫(返還した土地と譲渡した施設)



2/1 生乳生産基盤調査結果 生乳出荷 125 戸・経産牛 156 頭減

平成 30 年 2 月 1 日基準の生乳生産基盤調査結果は、次のとおりです。これらの結果は、3 月 6 日付で中国生乳販連に提出しております。

1. 概要

①生乳出荷組合員数

平成 29 年同月との比較では、生乳出荷組合員の健康上や年齢等の理由から 7 戸が廃業。その後、休止農家や休止からの再開、新規加入等から 125 戸となった。

②飼養頭数

経産牛頭数で 156 頭減少、育成牛は 8 頭減少、将来の生乳生産基盤を維持するには、単年度では経産牛頭数の 30%以上の乳用雌育成牛の必要保留に対して 896 頭が不足。依然として、生乳生産基盤の脆弱化に歯止めが掛からない状況が続いている。

2. 前年同月時との調査比較

地域名	2018年2月						2017年2月						前年との比較					
	戸数	経産	搾乳	乾乳	分娩	育成	戸数	経産	搾乳	乾乳	分娩	育成	戸数	経産	搾乳	乾乳	分娩	育成
備北	39	1,768	1,559	209	92	697	41	1,892	1,640	252	90	723	-2	-124	-81	-43	2	-26
南部	11	501	437	64	27	225	12	505	457	48	30	236	-1	-4	-20	16	-3	-11
西部	38	1,224	1,087	137	68	492	40	1,203	1,077	126	82	427	-2	21	10	11	-14	65
東部	37	1,597	1,319	278	127	744	39	1,646	1,376	270	104	780	-2	-49	-57	8	23	-36
合計	125	5,090	4,402	688	314	2,158	132	5,246	4,550	696	306	2,166	-7	-156	-148	-8	8	-8

雪印種苗株式会社の供給種子 種苗法に違反・該当品は回収

雪印種苗株式会社の供給種子に関して(独)家畜改良センターが種苗法第65条に基づき集取した指定種苗の検査で、種苗法に抵触する違反表示が複数の種苗であったことが判明しました。

表示違反があった物は、回収されます。該当の種子をお持ちの方は、ご連絡下さい。

違反の区分	違反の概要
種苗法第 59 条 第 1 項第 2 号違反	作物名の品種を証票に表示していない種子の販売 品種名の欄に「—」となっており 品種名の表示がない
種苗法第 22 条 第 1 号違反	登録品種の種子を含む商品に登録品種名を表示せず、包装に「普通種」や「緑肥用」等と表示して販売
種苗法第 56 条 第 1 号違反	育成者権の存続期間の満了後も「品種登録の番号」を表示して販売

違反表示の具体事例

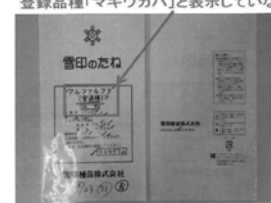
①作物名や品種を証票に表示していない種子を販売
(法第59条第1項第2号違反)

品種名の欄に「—」となっており、品種名の表示がない。



②登録品種の種子を含む商品に登録品種名を表示せず、包装に「普通種」や「緑肥用」等と表示して販売
(法第22条第1項違反)

登録品種「マキワカバ」と表示していない。



③育成者権の存続期間の満了後も「品種登録の番号」を表示して販売
(法第56条第1号違反)

育成者権の存続期間満了後も、登録品種番号を表示



平成 30 年度第 1・四半期(4 月~6 月) ~ 配合飼料値上げ・哺乳脱脂粉乳値下げ ~ 平成 30 年 4 月 1 日改定

■広酪製造飼料価格 (平成 29 年度第 4・四半期との比較)

品目名	前期比較
広酪 TMR20WCS	0.3 円/kg 値上げ

■系統組織の価格動向比較(平成 29 年度第 4・四半期との比較)

系統組織	配合飼料価格	哺乳脱脂粉乳価格
全国酪農業協同組合連合会 西日本くみあい飼料(株)	1.1 円/kg 値上げ	38 円/kg 値下げ

○配合飼料価格の決定を左右する情勢

- ◆主原料の米国産トウモロコシの作柄は 5 年連続の豊作。一方、アルゼンチンの高温乾燥気候の継続による減産懸念からシカゴ定期は反転し堅調に推移。
- ◆大豆粕は米国産大豆が豊作であったものの、アルゼンチンの天候懸念、中国の需要増加を背景にシカゴ相場は堅調に推移、糟糠類(グルテンフィード、ふすま等)は安定した需給が予想される。
- ◆脱脂粉乳、1 月以降ニュージーランドの乾燥した気候が続く、供給がタイトになっているが、欧州での在庫が潤沢で軟調に推移。
- ◆海上運賃は中国の旺盛な大豆需要、東南アジアの飼料・石炭需要などから堅調に推移。

平成 30 年度牛群検定利用料金等改定 平成 30 年 10 月 1 日改定 「搾乳ロボ」新料金設定

昨今の乳用牛群検定事業収支は、酪農経営の廃業に伴う事業利用料金、並びに国等からの補助金減少によって、逼迫状況に置かれていました。

この収支改善を進めるため、平成 30 年 10 月 1

からの利用料金、委託料金を次のとおり改定します。

また、これに併せて、搾乳ロボットを導入した利用者の方の搾乳頭数料金を新設します。

1) 組合員に対する「利用料金表」

区 分		9 月 30 日までの料金 (据え置き)(税込)	10 月 1 日改定料金 (税込)	差額
基本料金	1 牛群当たり	3,959 円	据え置き	—
		1,933 円	据え置き	—
頭数料金	立会検定 1 頭当たり	378 円	459 円	81 円
	自家検定 1 頭当たり	306 円	387 円	81 円
頭数料金 (ロボット)	立会検定 1 頭当たり	—	378 円	—
	自家検定 1 頭当たり	—	306 円	—

※平成 30 年 4 月~9 月は据え置き料金、以後 10 月 1 日実施分から改定料金を適用します。

2) 検定員に対する「委託料金」(据え置き)

(1) 立会謝金 ※月 1 回(夕・朝)を基準とする。

区 分		料金(税込)
基本料金	1 牛群当たり	10 頭以上 3,909 円
		10 頭未満 3,393 円
頭数料金	経産牛 1 頭あたり	133 円
	未経産牛 1 頭あたり	100 円

(2) 委託旅費

検定農家 1 回(夕・朝)を基準とし、3,000 円とする。

3) 員外利用料金表(月額料金)

区 分	立会検定	自家検定
基本料金	5,415 円	3,860 円
頭数料金	559 円	487 円

※広島県(学校)関係は、組合員と同額。

平成30年4月1日 生乳の配分検査等に係る再検査実施基準 中国生乳販連の基準との整合性から要領の一部変更

広酪では、中国生乳販連が定める「会員の行う乳質改善要領への配分検査時における再検査に関する内規（平成29年11月2日制定）」と、広酪の再検査実施基準要領との整合を図るため、広酪の再検査実施基準要

領に定める条文の内、主として再検査対象に関する事項等の一部を変更しました。

この運用は、平成30年4月1日からとしました。

生乳の配分検査等に係る再検査実施基準要領の一部変更

(下線箇所が変更又は追加した箇所)

第1条(目的)

この要領は、生乳の配分検査結果において、検査データの欠落や異常値及び乳質格差金の対象が生じた場合等における再検査の取り扱いに関して定める。

第2条(再検査の対象)

原則として、再検査は行わないものとする。ただし、次に該当する場合は、経営支援課乳質改善係の判断により、再検査を実施できるものとする。

- 1) 細菌数においては、当該集乳コース全体、若しくは、保管発送箇所全体でサンプルの保管状態による劣化が疑われる場合。
- 2) 電磁流量計制御のオートサンプラー以外でサンプル採取した場合(電磁流量計の故障・車検等による予備車運行)の生乳出荷者の取り違えを疑った場合に、成分的・衛生的の両検査を対象とする。
- 3) 検査データに欠落がある場合や測定値から計算により求められる場合、一定基準以外はデータ欠落となり表示されない場合があり、欠落データのみを測定可能な機種で再検査とする。
- 4) 生乳検査センターの指定検査日に送付出来なかった検体については、指定日の直近検査可能日に検体を送付し検査を行なうものとする。
- 5) 当該集乳コースに該当する生乳出荷組合員において、前者に引き続く後者が連続して細菌数値が100万個/ml以上となった場合、再検査とする。
- 6) 生乳検査センターで行う生乳検査のうち配分検査において、毎旬の検査数値を前旬の数値と比較し、次に定める数値差が生じた場合においては、1回の再検査を実施する。
 - ① 乳脂肪率において前旬の検査値より±0.3%以上の数値差が出た場合
 - ② 無脂乳固形分率において前旬の検査値より±0.3%以上の数値差が出た場合
 - ③ 細菌数において、100万/ml以上の数値が計測された場合、次のサンプルについては同一サンプルを再度検査する。但し、加水等の異物混入が疑われる場合は、再検査の対象としない。
 - ④ 乳脂肪率・無脂乳固形分率が同時に低下した場合、浸透圧275mOsm/kg*(氷点-0.511℃と同等)未満の場合において異物混入を疑うこととし、浸透圧の低下原因を調査の上、異物混入が認められた場合においては、再検査の対象としない。
 - ⑤ 体細胞数並びに乳蛋白質率、乳糖率に加え浸透圧(氷点)や尿素体窒素の数値差による再検査は行わない。

第3条(再検査の実施場所)

この再検査の実施場所は、中国生乳販連広域生乳検査センター(岡山県畜産協会生乳検査所)とし、検査項目毎に使用する検査機器は以下のとおりとする。

【検査項目に使用する検査機器】

検査項目	検査機器
1.細菌数	バクトスキャン
2.体細胞数	コンビフォス
3.乳脂肪分率	コンビフォス
4.無脂乳固形分率	コンビフォス
5.その他乳成分	コンビフォス

ただし、格差金等の制度のもとに影響の無い、上記表の「5.その他乳成分」の検査は、当組合で検査にあたる。

第4条(例外措置)

この要領に定め無き事項については、組合長の判断によるものとする。

第5条(改廃)

この要領の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。